

第3次橋本市地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和4年度～令和8年度

概要版

みんなの「わ」でつくる 橋本のくらしの幸せ



令和4年3月
橋本市
橋本市社会福祉協議会

この計画について

策定趣旨

地域全体で地域の絆を育み、住民同士が支え合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現をめざして、理念や方向性を示し、市や社会福祉協議会、市民、地域団体、事業所などがそれぞれの役割を持って、協働して地域福祉の推進に取り組むために計画を策定します。

▶ 地域福祉とは？



地域福祉とは、「ふだんのくらしの幸せ」を地域に住むみんなでつくっていくことだよ。近所の人にあいさつをしたり、ちょっとした手伝いや見守りをする 것도地域福祉の大切な活動なんだ！



▶ 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」

「橋本市地域福祉計画」は、橋本市長期総合計画に基づき、地域福祉の推進に向けた市の取り組みや施策の方向性を示した計画です。「橋本市地域福祉活動計画」は、市民や地域団体、事業所などの協働による地域福祉の推進に向けて、具体的な活動を実践するために社会福祉協議会が策定する計画です。2つの計画は、地域福祉の推進を目的として、互いに補完・補強し合う関係にあることから、共通の理念・目標のもと一体的に策定します。

計画の期間は、令和4年度～令和8年度の5年間です。

▶ 計画の基本理念

第1次計画から掲げている、人と人のつながりである「輪（わ）」、対話する・コミュニケーションをとる「話（わ）」、協力し合う「和（わ）」、周囲を取り巻く、めぐらせる「環（わ）」、という4つの「わ」の仕組みを市全体でつくり上げ、誰もがふだんのくらしの中で幸せを感じられるよう、基本理念に基づき、さまざまな取り組みを進めます。



みんなの「わ」でつくる



橋本のくらしの幸せ



— 橋本の「わ」の考え方 —

わ
輪

つながる

わ
話

つたえる

わ
和

ささえあう

わ
環

めぐる

SDGsの推進

橋本市は、「SDGs日本モデル」宣言に賛同しており、本計画の推進にあたっては、SDGsの視点を取り入れながら、誰一人取り残さない地域社会の実現を目指します。

本計画に関連
する目標 ▶



橋本市の現状

アンケート調査から



市民アンケート

- 10年前と比べて、親しい近所付き合いをしているという人は減少しましたが、近所付き合いは必要だと考えている人は変わらず多くなっています。
- 災害時について、避難の判断や情報入手について不安を感じている人が多くなっています。
- 地域活動では、若い人をはじめ参加者が集まらないことが課題となっています。

団体アンケート

- 地域の中で、一人暮らし高齢者と高齢者のみの世帯への支援が特に必要となっています。
- 地域に情報が行き届いていないことが課題となっています。
- 地域活動やボランティアの輪を広げるために、気軽に相談できる窓口が必要となっています。

橋本のくらしの幸せメッセージシートから

橋本市で暮らすみんなから
メッセージをもらったよ！



橋本市のいいところ

地域の人が登下校
中にあいさつをし
てくれる

(中学生)

子育て支援が
しっかりしていて、
相談する場所が
たくさんある

(一般)

地域の人との交流
が多く、近所で仲が
いいまちにしたい

(小学生)

自然を活かして、
たくさんの観光客
にきてもらいたい

(中学生)

地域の人が学校の
ためにいろいろし
てくれる

(小学生)

だんじりや地域の
活動がたくさんあ
るところ

(小学生)

地元愛を持って、
活動や掃除をする
まちにしたい

(一般)



橋本市をよくするアイデア

自分から地域の人
にあいさつをする

(小学生)

若い人にも届く
ように情報発信を
する

(中学生)

橋本市で育てられ
た野菜や果物を
いっぱい食べる

(小学生)

地域のこと、問題点
に目を向け、話し合
いの場をつくる

(一般)

施策の展開

誰もが安心して暮らしていくことができる地域共生社会をめざして、5年間で重点的に進める取り組みです。



重点施策

地域福祉計画

重層的な支援体制の整備

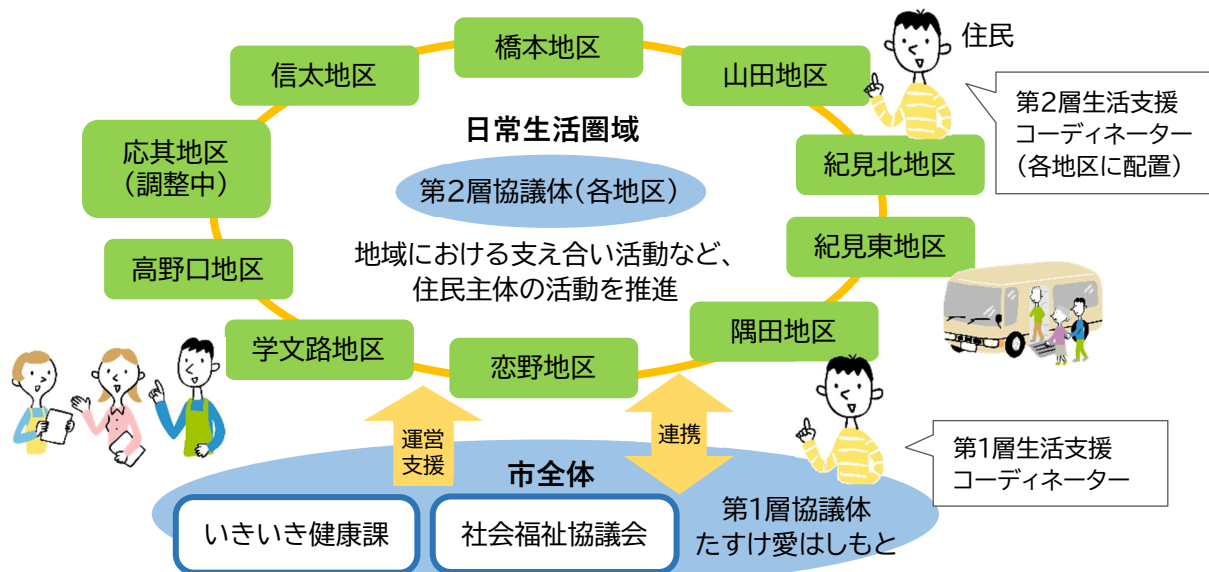
地域では、病気や障がい、貧困、外国籍、ひとり親家庭等、さまざまな要因により困りごとを抱えている人がおり、さらに、複合的な課題や制度の狭間にある課題など対応が難しいケースも出てきています。支援を必要とする人を早期に発見し、取りこぼすことなく支援するために、行政だけでなく、住民や地域のあらゆる主体が相互に連携することによる重層的な支援体制の整備に向けて取り組みます。



地域福祉活動計画

住民の自主的な活動への支援

地域の情報共有や課題解決に向けた話し合いを行う場である協議体を市全体（第1層）、各地区（第2層）に設置しており、それぞれに生活支援コーディネーターを配置しています。各地区の第2層協議体では、生活支援コーディネーターを地域の住民が担い、住民が主体となった運営・取り組みが進められています。今後、より地域における住民主体の取り組みが広がり、助け合いや支え合いが行えるよう、活動の促進と支援を行います。



基本目標 1

人や地域が^わつながる“輪”による絆づくり

お互いに認め合い支え合うことができるまちをめざして、思いやりの心を育み、地域福祉に関わる人が増えていく地域づくりを進めます。



地域福祉計画

(1) 思いやる心を育む環境をつくります

- ① 地域資源を活かした世代間交流の実施
- ② 福祉の大切さを学ぶ社会福祉教育の推進
- ③ 多様な生涯学習の展開
- ④ 社会全体の教育力の向上



(2) 地域福祉に携わる団体・関係機関との連携を図ります

- ① 協働による福祉のまちづくり
- ② 社会福祉協議会との協働
- ③ 各地区における福祉活動の推進
- ④ 課題解決に向けた連携の推進

(3) 地域を担い、支えることができる人材を育成します

- ① 地域福祉の担い手の育成
- ② 地域福祉懇談会の開催
- ③ 地域ボランティアの育成・支援
- ④ 新しい参加者層の活用

地域福祉活動計画

(1) 地域の身近な視点に立った福祉教育を推進します

- ① 障がい者の理解のための学習・講話
- ② 福祉協力校、モデル指定校
- ③ 夏のボランティア体験事業
- ④ 高齢者と児童・生徒の交流事業
- ⑤ 赤い羽根共同募金
- ⑥ キャップハンディ体験事業

(2) 地域の福祉活動を支える地域福祉推進の体制づくりを行います

- ① 小地域福祉活動の推進
- ② 交流ネットワークづくり「おはなしサロン」

(3) 地域福祉のまちづくりを担う人材の発掘・育成を行います

- ① ボランティアの学習・人材育成
- ② ボランティア体験フェア
- ③ 講座・教室の実施
- ④ 生活支援サポーター養成講座

基本目標 2

問題を解決していける^わ“話”による仕組みづくり

地域で誰も取り残されることがないように、住民をはじめとしたあらゆる主体が連携して、問題を解決していける仕組みづくりに取り組みます。



地域福祉計画

(1) 包括的な相談支援体制を充実させます

- ① 包括的な相談支援体制の整備
- ② 相談窓口の周知・徹底
- ③ 多様な相談体制の充実
- ④ 社会福祉に関わる従事者の資質向上と人材確保

地域福祉活動計画

(1) 住民が気軽に相談できる相談支援体制を構築します

- ① 総合相談機能の充実
- ② 相談窓口の周知
- ③ 多様な相談体制の充実
- ④ 新たなニーズに応える相談体制の充実

(2)多様化する地域生活課題に対応する体制を整備します

- ①生活困窮者の自立支援方策の実施
- ②【新規】子どもの貧困、ヤングケアラー対策の推進
- ③【新規】社会的孤立の防止

(2)支援を必要とする人を地域で支える取り組みを推進します

- ①生活支援体制整備事業

(3)一人ひとりの人権を認め合い、あらゆる人の権利を擁護します

- ①権利擁護及び成年後見制度に関する普及啓発
- ②人権啓発の推進
- ③虐待の防止
- ④男女共同参画に関する講座の開催
- ⑤多文化共生の推進



(3)一人ひとりが尊重され、認め合える仕組みづくりを行います

- ①福祉サービス利用援助事業の推進
- ②成年後見法人後見事業の推進

基本目標3 安心・安全に暮らせる“^わ和”による体制づくり

適切な支援や情報入手、災害時の体制整備などにより、支え合うことでみんなが和やかに暮らし続けることのできる地域づくりを進めます。



地域福祉計画

(1)きめ細やかな情報提供を行います

- ①きめ細やかな情報の発信
- ②活動の情報発信
- ③活動を支える情報の提供

地域福祉活動計画

(1)一人ひとりの生活を支えるサービスの提供を行います

- ①情報提供の充実
- ②情報提供手段の充実

(2)日頃からの防犯・防災体制の充実に図ります

- ①防犯・悪質商法などへの対策
- ②日常からの地域で支え合う仕組みづくり
- ③災害対応への取り組み
- ④災害時要配慮者支援台帳の作成・活用
- ⑤要配慮者への支援

(2)地域住民の安全を確保するために防犯・防災体制の充実に図ります

- ①防災訓練などへの参加
- ②災害時を想定したボランティア・市民活動団体との連携

(3)安心・安全に過ごせる環境を整備します

- ①安心なまちづくりへの取り組み
- ②利用しやすい安心・安全な環境の整備
- ③外出・移動支援の充実
- ④誰もが、いつまでも安心・安全に暮らせる事業の展開

(3)誰もが安心して快適に暮らせる地域づくりを進めます

- ①福祉有償運送の充実
- ②【再掲】キャブハンディ体験事業
- ③外出・移動支援の充実
- ④救急医療情報キット



基本目標4 みんなが集える“^わ環”による拠点づくり

地域の住民同士がつながりを持ち、地域での自主的な福祉活動を行えるよう、集い、憩い、学べる場所づくりを進めます。



地域福祉計画

(1) 地域における交流の場づくりを進めます

- ① 集い、憩い、学びの交流の場づくり
- ② 学校教育を通じた交流の展開
- ③ 地域ふれあいサロン活動・筋力向上トレーニングの地域運営教室の充実
- ④ 身近な地域における交流の促進

(2) 地域活動の拠点づくりを進めます

- ① 既存資源の有効活用
- ② 学校施設の利用促進
- ③ 環状的な機能を有した拠点づくり



(3) 誰もがいきいきと暮らせる環境を整備します

- ① 生きがいづくり
- ② 区・自治会活動の支援
- ③ 地域資源の活用

地域福祉活動計画

(1) 地域のさまざまな活動のつながりを大切にしながら環を広げていきます

- ① 地域活動の促進



(2) ボランティアセンターを身近な地域の拠点にネットワークづくりを進めます

- ① センター環境整備
- ② センター運営事業
- ③ コーディネート機能の充実
- ④ 広報・啓発の充実
- ⑤ 相談機能の充実
- ⑥ ボランティア活動保険の加入促進

(3) 住民の福祉の心を育てるためにともに学び合える仕組みづくりを進めます

- ① 【再掲】生活支援体制整備事業

橋本市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度は、認知症や障がいによって判断能力に不安のある人を法的に保護し、支援する制度です。支援を必要とする人が適切に利用できるよう、制度の利用促進と支援体制の整備に取り組みます。



市の主な事業・活動

(1) 成年後見制度の理解を促進し、利用につなげます

- ① 成年後見制度の周知啓発
- ② 早期発見・支援に向けた体制整備
- ③ 成年後見制度の理解促進

(2) 誰もが成年後見制度を利用しやすい体制を整備します

- ① 地域連携ネットワークの構築
- ② 中核機関の設置
- ③ 成年後見制度の利用支援
- ④ 後見人への支援

社協の主な事業・活動

- ① 成年後見法人後見事業の推進



計画の推進に向けて

▶ 協働により計画を推進します

本計画を推進していくためには、市民一人ひとりが主役となって取り組むこと、地域の団体、ボランティア、福祉サービス事業者、市、社協などによる連携・協働が欠かせません。それぞれの役割を果たしながら一体となって取り組むことが重要です。

市民

地域での助け合い、支え合いの関係をつくり、声かけや手伝いなど、自分がすぐにでも取り組めることから、地域福祉の担い手として取り組むことが期待されます。

地域団体等

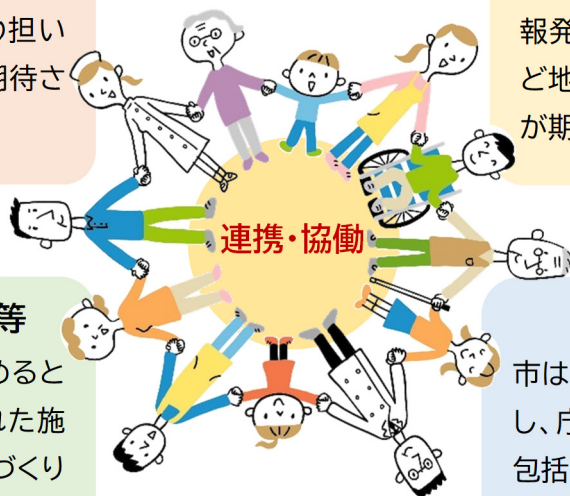
市民が具体的な活動への第一歩を踏み出すためのきっかけづくりとして、市民への積極的な情報発信を行い、団体間の交流など地域での連携を強化することが期待されます。

福祉サービス事業所等

適切なサービス提供に努めるとともに、地域に広く開かれた施設として、地域のつながりづくりや支え合い活動を促進する取り組みが期待されます。

市・社会福祉協議会

市は、福祉施策を総合的に推進し、庁内や関係機関が連携した包括的な支援体制の整備を行います。社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核を担う機関として、地域関係者と連携し、市民の自主的な活動への支援を行い、地域福祉活動を総合的に促進します。



第3次橋本市地域福祉計画・地域福祉活動計画

概要版

令和4年3月

発行：橋本市・橋本市社会福祉協議会

橋本市 健康福祉部 福祉課

〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

電話 (0736) 33-1111 (代) FAX (0736) 32-2515

橋本市社会福祉協議会

〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目3番1号
橋本市保健福祉センター2階

電話 (0736) 33-0294 FAX (0736) 33-4377